

坂戸市健康なまちづくり推進条例（骨子案）について

制定理由

本市では、坂戸市健康なまちづくり計画に基づき、市民自らが主体的に健康づくりに取り組むとともに、本市独自の食に関わる「さかど葉酸プロジェクト」や市民ボランティア等と協働で歯科口腔保健施策を実施するなど、関係機関の協力のもと幅広く健康づくり運動を展開してきたところです。

令和8年に市制施行50周年を迎えるにあたり、全ての市民が健康に対する更なる知識の習得や関心を高め、自ら積極的に健康づくりに取り組むとともに、行政、教育機関、医療機関、地域団体、事業者等が一体となって、市民の健康づくりを後押しする取組を進めていきたいと考えております。

この取組によって、本市全体に健康づくりムーブメントを起し、市民の幸福感に好影響を与えるとともに、全ての市民に、本市における健康なまちづくりのビジョンを、将来にわたってお示しすることが必要であると考え、下記のとおり「坂戸市健康なまちづくり推進条例」を制定するものです。

1 条例制定の趣旨

市民の健康増進、食育及び歯科口腔保健の推進を市、市民、関係機関、地域団体、事業所等が一体となって進めるための基本方針を定めた条例とします。

2 条例に規定する主な骨子（案）

(1) 目的

健康なまちづくりの推進に関し、基本理念を定め、市、市民、関係機関、地域団体、事業者の責務等を明らかにするとともに、市民の健康増進、食育の推進、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することにより、市民が生涯にわたって幸福で豊かな生活をすることができる社会を築くことを、本条例の目的として定めるものです。

(2) 用語の定義

本条例において、用語の定義について定めるものです。例として、健康なまちづくり、市民、関係機関、地域団体、事業者について規定することを検討しています。

(3) 基本理念

市民は、自らの健康に積極的に関心を持ち、心身の状態をより良くするよう主体的に健康づくりに取り組むことを目指すことや、市、市民、関係機関、地域団体、事業者がそれぞれの責務を認識し、相互に協力して、個人の健康を支

える環境づくりを市全体で推進することを目指す健康なまちづくりの推進を図ることを定めるものです。

(4) 責務

(3)の基本理念にのっとり、市、市民、関係機関、地域団体、事業者の責務を定めます。一例としては、市の責務として、健康なまちづくりに関する施策を総合的に推進するための基本計画「健康なまちづくり計画」を策定することや、計画の推進に取り組むこと、また、市民の責務として、健康に対する関心と理解を深め、自らの健康状態を自覚するとともに、主体的に健康の増進に努めること等を定めるほか、それぞれの立場での責務を定めるものです。

(5) 計画策定

(4)により策定した、「健康なまちづくり計画」に健康増進法に規定する市町村健康増進計画、食育基本法に規定する市町村食育推進計画及び歯科口腔保健の推進に関する法律に規定する埼玉県歯科口腔保健推進計画を踏まえた市町村歯科口腔保健推進計画について定めることを明記するものです。

(6) 計画の推進状況の公表

(4)により策定した、「健康なまちづくり計画」の推進状況について、市民等に公表することについて定めるものです。

(7) 情報提供

市は、市民、関係機関、地域団体、事業者が健康づくりの推進に関する情報の提供を行うこと及び市は、市民、関係機関、地域団体、事業者に対し、健康なまちづくりの推進のために必要な情報の提供を求めることができることを定めるものです。

3 条例施行日

令和8年4月1日（予定）